

平成 17 年 6 月 17 日

於・農 林 水 産 省

共用会議室 G・H

# 食料・農業・農村政策審議会

## 総合食料分科会食糧部会

### 議 事 録

農 林 水 産 省

## 目 次

1 . 開 会 .....	1
2 . 総合食料局長あいさつ .....	2
3 . 議 事 .....	3
( 1 ) 米の先物取引について .....	3
( 2 ) その他 .....	1 3
4 . 質 疑 等 .....	1 7
5 . 閉 会 .....	4 2

## 1 . 開 会

吉井需給調整対策室長 それでは、予定の時間が参りましたので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食糧部会を開会させていただきます。

委員の皆様におかれましては、お忙しいところをお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

本日は米の先物取引につきまして、まず事務局からこれまでの経緯等について御説明をさせていただきますまして、その後、意見交換をお願いしたいと考えております。

なお、本日の委員の皆様の出席状況でございますけれども、奥村臨時委員、中村臨時委員が所用のため御欠席ということでございます。結果、全体の3分の1以上の委員に御出席いただいておりますので、審議会令第9条の規定によりまして本部会は成立しております。

それでは、議事進行につきまして、八木部会長をお願いしたいと思います。

八木部会長 委員の皆様にはお忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。

先ほど事務局からもございましたように、本日は米の先物取引につきまして事務局から説明を受け、意見交換をさせていただきたいと考えております。この件に関しましては、前回、3月22日に開催した当部会においても複数の委員から御発言がございました。その際、私からは米の先物取引は米の生産流通に大きく関係するものであり、今後、商品取引所から上場の申請がなされた場合には、食糧部会としても議論すべきと考えている旨の取りまとめを行い、その点については御了解をいただいたものと考えております。

その後、皆様御案内のとおり、関係の商品取引所において引き続き米の上場申請に向けて検討が行われ、去る今月の8日には東京穀物商品取引所の米上場検討委員会の報告書が取りまとめられ、公表されました。米の生産流通に深く関係するこのような動きについて、その後、一部の委員から、当部会においても早めに議論してはどうかとの御意見があり、また事務局からもそのような意向が示されたことから、幅広い関係者の意見を聞くことが大切であると考え、事務局とも相談の上、本日の部会をセットさせていただいた次第でござ

ざいます。

なお、本年4月、全農秋田県本部による米横流し事件と架空取引疑惑が発覚し、その後、農林水産省による調査やその結果としての処分が行われましたので、これまでの経緯や農林水産省における対応等につきまして、この際、事務局から報告をお願いしたいと思えます。

なお、本部会につきましては審議会議事規則第3条第2項の規定により、会議は公開することとし、傍聴者の方々も御出席されております。

また、本部会における皆様の御意見等につきましては、議事録として取りまとめの上、公開させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

## 2. 総合食料局長挨拶

八木部会長 それでは、まず開会に際しまして、村上総合食料局長から御挨拶をお願いします。

村上総合食料局長 総合食料局長でございます。食糧部会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

大変お忙しい中、委員の皆様方にはお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。本日は今、八木部会長からお話がございましたとおり、米の先物取引に関する問題が中心でございますが、それに加えまして、全農秋田県本部の米横流し事件等について御報告させていただきたいと思っております。

先物取引の関係につきましては、3月の部会におきましてもいろいろ御発言がございましたけれども、私の方から米の生産・流通に大きく関係する問題であるということ、それから米政策改革の前段階の生産調整問題研究会での議論の経緯などもあるということで、この食糧部会において御審議いただくことが必要ではないかというふうに考えている旨を申し上げたところでございます。

その後、今、八木部会長からも御紹介がありましたけれども、東京穀物商品取引所が検討委員会の報告書を取りまとめられたということ、それから関西の方でもそのような動きがございますし、上場申請の扱いについてはまだ未定であると承知しておりますけれども、この米の先物取引に関する議論、関係者との意見交換ということが必要ではないかというふうに考えたところでございまして、部会長に御相談申し上げ、本日の部会開催というこ

とになったところでございます。

いずれにいたしましても、今後、幅広く米の生産、流通、消費にわたる各方面の関係者、学識経験者を交えまして、先物取引についてこの生産、流通、消費に与える影響などを踏まえて十分御議論いただくことが必要ではないかというふうに考えております。

そういうことでございますので、委員各位におかれましては、本日も忌憚のない御意見をお聞かせ願えれば非常に幸いですと思っております。

以上、簡単でございますけれども、冒頭の御挨拶にさせていただきます。

八木部会長 どうもありがとうございました。

それでは、まず本日の議事の進め方について確認したいと思います。

本日は米の先物取引に関する資料を幾つか準備していただいております。また、全農秋田の問題に関わる資料もあわせて配付されております。これらにつきまして、事務局から一括して資料の説明を受け、その後、米の先物取引を中心に意見交換を行いたいと思っております。

限られた時間内で効率よく議事を進められますよう、事務局並びに委員各位におかれましては円滑な進行に御協力をお願いいたします。

本日は概ね 15 時を目途に審議を終了する予定で進めたいと思いますが、このような進め方でよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

八木部会長 それでは、そのように進めてまいりたいと思っております。

### 3. 議 事

#### (1) 米の先物取引について

八木部会長 では、早速米の先物取引並びに全農秋田の問題に関する資料について、事務局から説明をお願いいたします。

高橋計画課長 計画課長でございます。資料の説明をさせていただきます。座って説明させていただきます。

お手元の資料のうち、資料1という横長の資料がまずあるかと思いますが、そちらをごらんいただきたいと思います。タイトルは「米と既存の主な上場品目の概要(総括表)」というもので、字がやや小さくて恐縮でございます。

説明に入ります前に、この資料を説明させていただく趣旨を最初に申し上げますと、ここで並べておりますのは、今日のテーマであります米と、それからそれ以外の農産物です。国内の商品取引所において上場されているもの、それは輸入品であったり国産品であったりしますが、その品目を比較をしたものであります。比較の内容はそれぞれの経済的位置付けというか、性格というか、そういうことの比較、それともう一つはそういう経済的位置付けなりを受けて、制度なり政策に違いがございます。その比較ということでございます。それぞれの品目について品目ごとの政策なり制度があるわけですが、先物取引を規定する商品取引の法律というのは、言ってみれば品目横断的な一般的な基盤装置についての法律でありますけれども、そこに個々の品目を上場するかどうかということの判断に当たっては、後ほど申し上げますが、法律上、個別品目の生産ないし流通に著しい支障が出るかどうかということ判断することになります。したがって、そこで個別品目の政策なり制度と、あるいは実態と商品取引の制度との接点が出てくるわけですが、その接点の検証のある意味で前提ということで、この資料をまず御説明をさせていただきたいと思っております。

上から順番に参りますと、まず生産量、これは重量ベースですが、米が16年産で872万t、それ以外はごらんのよう形で、野菜や馬鈴しょはかなり重量がありますので、この分ではかなり大きく出てまいります。作付面積という意味では、米が延べ作付面積の38%を占めております。この表の中で次に多いのは野菜の12%になってまいります。販売農家数、全販売農家に占める割合としては米、水稻が74%、次いで野菜が19.3%というような位置付けです。産出額については、同様に米が総産出額の26%、野菜が24%、ブロイラー、鶏卵に行きますと3~4%という位置付けです。

以下、消費の方について食用消費量とか購入数量、支出金額、一部データがないものもでございます。供給熱量で申し上げますと、米が23%、次いで野菜が2.9%、鶏卵2.6%といった位置付けです。自給率は米が95%で最も高く、あとは野菜の82、あるいは鶏卵の96といったところが高くなっております。輸入量はごらんとおりの数字ですが、米については国境措置が高くなっておりますので、ミニマムアクセスで76万7000tに限定されております。一方、大豆、とうもろこし、砂糖、生糸といったものは輸入の依存度が非常に高くなっております。それぞれについて個別の制度がございます。これは後ほど御説明をいたします。

商品取引における扱い、標準品、受渡供用品ということで整理をしておりますが、例え

ば、大豆はいずれにしても輸入大豆について国内の取引市場で上場されている。小豆の場合は主に国産でございます。とうもろこしは輸入物です。野菜は主要野菜 14 品目について横浜の取引場で現金決済による先物取引が行われており、これは現物の取引が伴うわけではありません。14 品目の平均価格についての取引が行われております。馬鈴しょは国産が上場されております。砂糖は国産と輸入でございます。生糸は輸入物の取引はなくなりまして、国産だけがやっております。プロイラーと鶏卵は国産、コーヒーは輸入、そういう上場の状況になっております。

1 枚めくっていただきますと、まず個別品目で米について申し上げます。生産・輸出入のところは今申し上げましたので、流通・消費のところ、上から 6 つ目ぐらいの丸印に「単協等を通じた出荷量」という部分があります。1 つこれは米の特徴だと思っております、生産量が 857 万 t、主食用のうち、508 万 t、60%は一たん単協、農協に出荷されて、その後いろいろな流通ルートに流れております。流通に占める出荷の系統の割合として単協のウェイトが非常に高くなっております。その単協に集まった米のうち、全国団体、全農なり全集連に集まる部分というのは 391 万 t、全出荷量の 77%という状況になっております。それを受けてさらに川下の卸売業者なり小売業者というのはここに書いたような数が旧食糧法のもとでは登録をされておりました。

制度の方ですが、主要食糧法、これは平成 6 年に制定をされております。まず目的ですが、若干おさらいになって恐縮ですが、制度を説明させていただきます。目的は主要な食糧という位置付けで米穀と麦、これは主食である。かつ、重要な農産物としての地位を占めておる。これについて生産、流通にわたる総合的な措置、市場全般、あるいは川上、川下までの総合的な措置を講ずることによって需給と価格の安定を図る、これが法目的でございます。これを受けまして、国が所定の基本指針をつくる。その中には生産調整の円滑な推進ですとか備蓄の運営ということが入ってまいります。それが政策の基本方針でございます。それを受けて、こちらでも御議論いただいているように、年に 3 回基本指針を策定をしております。

以下、特に措置を 2 つ大きく分けますと、まず生産調整方針の認定以下ですが、米については潜在的に過剰基調にあるということで、生産調整を行っております。そのために生産調整方針の認定ですとか、あるいは、米穀機構というところに基金をつくりまして、過剰米対策ということで豊作による過剰米、これを在庫保有というか、区分出荷するための無利子資金ということもしております。その下の価格形成センター、こちらは現物市場で

の指標価格の形成という役割を果たしており、法律上の位置付けがございませぬ。それから備蓄以下、こちらはむしろ不足時における措置、不足時でも供給安定、価格安定を図る措置ということで、まず政府の備蓄運営がございませぬ。この結果、米については、輸入品を別として、国産のものを政府が直接売買をしているという極めてレアケースの品目であろうと思っております。さらに、米の不足が著しい場合、緊急時の措置としてこの1ページ目から2ページ目にかけての緊急措置を国民生活の安定及び国民経済の安定という意味から閣議決定を経て行うことができることとなっております。それは3点ございませぬ、  
、  
、とありますが、その米の譲渡、移動または保管についての地域・時期の指定、数量・価格の制限、それから はさらにそれでも目的を達成できない場合、売り渡すべき期限、数量を定めて米を政府に売り渡しなさいということ。以上をもってもさらに事態の克服が困難と認められるときには、その割り当てなり配給までできるという規定がございませぬ。

その次に届け出の規定がございませぬけれども、これはそういった緊急時においてどこの業者が米を持っているかということもわかるという意味もございませぬ、事業者への届け出義務を課しているところであります。

以上の制度、これは国内的に生産調整なり、不足時の備蓄なりを定めておりますが、さらにこの2ページ目の左の方をごらんいただきますと、国境措置でございませぬけれども、先ほど申し上げましたが、米についてはミニマムアクセスによって輸入量を76.7万tに決めております。その枠外での輸入というものはキロ当たり341円という協定税率で、こちらでの輸入というのは想定されておられません。こういう形で、言ってみれば輸入価格の影響が国内に及ぶことを防いでおりますので、米の価格形成というのは国内市場の中だけで行われているというものでございませぬ。

なお、その隣の参考ですが、商品取引所法においても不測の事態があった場合の取引制限等の規定がございませぬ。3つほど書いてございませぬが、ただこれらはいずれも商品市場において買い占めや売り崩しがあるとか、価格が不当であるとか、そういう市場の秩序維持・公益保護のために問題があるときに何らかの措置がとれるというものでございませぬ。3つ目の部分に監督上の処分というものがございませぬが、こちら取引の状況が公益上、有害である。注の部分にあります。例えば恐慌が起きたとか、その商品の相場が暴騰・暴落したような場合、こういうときには商品取引所に対して業務停止命令ができる。法律上は3ヵ月以内に限ってとなっておりますが、そういう意味でこちらの規定というのは取引所の取引に問題が生じた場合ということで、先ほど申し上げた米の不足時の措置とは性

格が異なるものかと考えております。

以上が米でございます。

次に、以下は実際に国内の市場で上場されている品目ですが、大豆についてであります。一番左の欄をごらんいただきますと、生産量以下は先ほど申し上げたとおりであります。上から6つ目のところに代表的な価格形成の指標ということで、大豆の場合は米の価格センターと同じように日本特産農産物協会というところで現物取引が行われ、指標価格の形成ということがなされております。その下ですが、国産はほぼ全量が豆腐、納豆などの食品用、一方、輸入物は搾油用などに向けられております。その下の輸入量を見ていただければわかるとおり、輸入量は517万tということで、国産よりもはるかに輸入量の方が多いということになっております。この際、輸出、国境措置ですが、無税になっております。したがって、これだけの輸入品の影響を国産の大豆の価格が受けますし、国際相場の変動の影響も国内相場に及ぶということでございます。国内の先物市場、以下書いてある東京、関西、福岡において一般の輸入大豆と Non-GMO 輸入大豆が上場をされております。

こういった商品特性なりを受けまして、制度のところですが、昭和36年に大豆の輸入を自由化したということ、それに伴って大豆交付金の制度というものが設けられております。先ほど申し上げたように、関税ゼロになりますので、国際相場の変動を受けると国内市場がそれに応じて変動する、あるいは国産品の価格が生産コストよりも低くなるということで、その部分の差額を補填する不足払い制度として発足したものであります。この部分の関連対策の大豆交付金というのはそういう意味で、国内の相場が国際相場並みにずっと下がる。それと生産コストの差を埋めるという趣旨のものです。さらに大豆作経営安定対策というのは価格が実際に変動しますので、それで下がったりした場合は基準になる年の分の一部まで価格を補填するというような価格変動の影響の緩和対策も講じられております。

なお、その下の商品概況のところ、以下も同じようなデータが出てまいりますが、国内の市場においての売買の取扱量、これは実際に取引されている量、そのうちの現物を受け渡したものがどれくらいあるかというシェアを参考までに書いてございます。

1枚めくっていただいて小豆です。こちらについても生産量等のデータは先ほど申し上げたような形です。国内の先物市場において東京、関西、福岡において国産の小豆が上場をされております。こちらにつきましては国境措置、関税割当ということで、輸入数量というのはある程度限定はされております。実際には6万トン程度の輸入となっております。

次に1ページめくっていただきましてとうもろこしですが、こちらについては一番左上に書いてありますとおり、国内生産はほとんどなく、需要の大半を占める飼料用、加工用のほとんどを米国から輸入をしております。そういう意味で輸入量が1,701万トンと非常に大きくなっております。関税措置は関税割当になっておりますが、この割当枠が非常に大きい、1,701万トンぐらいが入るぐらいの非常に大きな割当枠になっております。そういう意味ではとうもろこしは輸入価格がそのまま国内の相場に持ち込まれているという格好になります。

先物としては、東京と福岡で輸入のとうもろこしの上場が行われております。このとうもろこしは餌向けですので、制度のところに飼料需給安定法というのがございます。かなり古い法律ですが、政府が輸入飼料の買入、保管、売渡を行って、飼料の需給価格の安定を図り、もって畜産の振興に寄与するということで、この場合の「輸入飼料」とは輸入に係る麦類、ふすま、とうもろこし等となっております。農林水産大臣が輸入飼料需給計画を定めるということになっておりますが、実際にこれで政府が輸入をしていますのは食糧法に基づいて大麦、小麦ということで、この輸入とうもろこしというのは、今はこの規定の対象にはなっておりません。また、飼料の需給が逼迫した場合の特例ということで、小麦のふすまについて若干の措置をとることができるような規定となっております。

次のページ、6ページですけれども、次は野菜でございます。これはまた左の生産・輸出入の欄ですが、代表的な価格形成の指標というのは卸売市場で日々競りによって決まっている。先物においては横浜の取引所において野菜の現金決済、先ほど言いましたが14品目の平均価格、これの変動についての現金決済の先物が行われております。野菜についての国境措置はこの関税措置のところに書いてありますように、数%から10%程度の関税ということで、輸入品の価格の影響というのは国産品に及んでまいります。制度のところですが、野菜生産出荷安定法というのがございます。上から3行目ですけれども、野菜、その価格の著しい低落があった場合における生産者補給金、指定をされた一定の野菜、左側に白菜とかキャベツとかねぎとか、こういったものについては価格の下落がありますと一定の補給金が出る制度となっております。

次に1ページめくっていただいて7ページですが、野菜のうち、馬鈴しょ、これだけは別途、横浜の商品取引所において現物も含めた上場がなされております。馬鈴しょの関税措置はここにござんいただいているように、生鮮・冷蔵が4.3%等々となっております。野菜出荷安定法は先ほど御説明したとおりです。

次のページですが、砂糖、こちらは国内産、てん菜とさとうきび、それぞれ南の方と北海道に産地がございます。代表的な価格形成の手法のこの一番左上の枠の一番下ですが、これについて糖価調整制度というものがございます。端的に言いますと、輸入価格の方が国産のものより当然安いわけですので、それを ALIC という機構で、これを瞬間タッチ売買と言っていますが、それをやりまして、要は輸入価格と国産の価格の間のところで国内市場をつくるという、そういう操作を輸入段階で行っております。それが糖価調整制度というものでございます。砂糖については輸入が 136 万 t、国内生産量は一番上に書いてあるとおりでございます。関税措置はここに書いてあるとおりですが、今申し上げたように輸入の水際で安い輸入価格を国産価格との間をとるような国内市場価格になるような調整を行っております。国内の先物では東京、関西、福岡で国産と輸入と双方が上場をされております。制度のところ、砂糖の価格調整に関する法律、これは今申し上げたような糖価の調整、価格の調整ということでございます。

次のページですが、生糸、こちらについては前の生産量、生糸生産量、国産のもの、最初の数字を見ていただくとわかるとおり、非常に少なくなっております。横浜と関西において国産の生糸だけが上場されております。輸入生糸については平成 17 年 4 月から休止をしております。輸入量はごらんのとおりで、こちらについては国家貿易による関税割当といった仕組みがとられておりまして、制度のところ、生糸の輸入に関する調整等に関する法律があります。これも生糸も砂糖と同じように安い輸入価格と高い国内産価格、その間をとって国内市場価格をつくるというような措置が講じられております。

次のページですが、プロイラーであります。これについて生産の状況はごらんのとおりです。福岡の商品取引所で国産プロイラーを上場をしております。関税措置はごらんのようになっています。

次のページ、鶏卵でございます。こちらも生産はごらんのとおり、国内の先物市場では中部において、これも現金決済というような形での先物取引が行われております。関税率は 17~20% となっております。

最後にコーヒーであります。これは申し上げるまでもなく、国内生産はございません。国内の先物、東京、関西、東京では輸入コーヒー、関西ではコーヒーの指数取引という形での先物の取引が行われております。

以上が品目ごとの比較ですが、さらに米の流通なり価格について申し上げますと、13 ページでございます。この横長の図は 3 月の基本指針を御議論いただいたときにごらんいた

だきましたが、先ほども申し上げましたが、要は、これが米の流通の流れですので、商品先物の用語で言えば当業者をあらわしているということになるかと思えます。生産者から出た米のうち、次の単位農協等へ行く分が 16 年産で行くと 444～508 万 t、主食用の生産が 872 万 t だとすると 6 割ぐらいは一たんは単位農協を通ることになります。そこから単位農協から全国出荷団体に行く分が 391 万 t、500 万 t と比べますと 77% というような量が全国団体を經由して流通していくということになっております。一方、事業者等としては、先ほど言いましたが、卸業者が 360、小売が 7 万 9,000、あるいは外食業者といったような業界、これが米の当業者の業界になるかと思えます。

実際の価格の変動ですが、14 ページ、こちら委員の先生方はもう見慣れた図かと思えます。10 年産から 16 年産までの大体夏場から翌年の端境期までの価格の変動を示しております。当然、生産調整なり備蓄という政策はこの価格が振れないようにやっております。15 年産だけが作況 90 の不作ということで一たん高騰したものが下がるという、そういうかなり大きな変動があったところでございます。

15 ページ以下、これは先物に上場されている品目の実際の価格の変動をずっと品目ごとに示しております。専門用語で言うと期近という、要は最終的に売買量を決済しなければならぬ月、そこに一番近い段階での価格を示しております。最初の大豆は先ほど言いましたように輸入のもので、国産と同じということではございません。

以下、16 ページの小豆、これは国産のものが取引をされております。17 ページ、とうもろこし、これは輸入物です。18 ページの馬鈴しょ、これは国産であります。19 ページ、粗糖、これは輸入、国産、両方とも上場されております。20 ページ、生糸、これは国産であります。21 ページ、プロイラー、これは国産です。次の 22 ページの鶏卵も国産であります。23 ページ、コーヒー、これは輸入でございます。以上のような価格が先物の場では形成されているということでもあります。

引き続きまして資料 2 ですが、資料 1 が最も中心的な資料かと思えますが、各商品取引所で米の先物上場についていろいろ研究なりが進んでおります。その状況について概略を説明させていただきます。まず東京穀物商品取引所ですが、平成 14 年 9 月に学識経験者を中心とした研究会を発足されまして、昨年 8 月にまず総論的な報告書を取りまとめております。その後、さらに具体的な市場設計の検討に入られて、ことしの 6 月 8 日に報告書の取りまとめ、公表がされました。上場のための手続として定款変更というのがいずれにしても必要なわけですが、その総会決議を 30 日に予定をされていると聞いております。

報告書のポイントですが、総論的な報告書としてはここに書いてありますように、米の市場化、情報化が進んでいる。そのリスクマネジメントの手法として重要だというようなことを指摘されております。

その次に標準品 / 受渡供用品とありますが、市場設計の要素としては取引の方法とか受渡の方法とかいろいろありますが、特に何を標準品にするか、どういう品目なら受渡に使えるかというのが1つ我々にとってもわかりやすい点かと思えます。各取引所によって若干検討の状況が違いますので、それだけは抜き出して書かせていただいています。東穀の場合は標準品が1つには関東コシヒカリ、これに対応する受渡供用品としてここに列記されているものであれば使える。もう一つの標準品が北海道のきらら397、これに対応する受渡供用品がここに書いてあるものという市場設計でございます。

これを受けて2ページですが、「品位・年産・格付表」、米の場合は1等、2等とかありますので、そういうものが供用にできるかとか、古米の価格はどうするのだとか、あるいはこの3つめのポツですが、格付表というものが必要になってきて、この標準品の価格が先物で形成されるわけですが、では受渡可能なものの値段というものの価格格差をどうするかというのが格付表で決められます。これについてはここにありますように、「コメ運営委員会」というものをつくって、出来秋前の9月なりにあらかじめその価格差というものを設定されるという、そういう設計をされております。

次に関西商品取引所ですが、こちらは11年9月から検討会を開始、16年2月に一定の市場設計のフレームを取りまとめ、ことしの5月に「コシヒカリ・きらら取引要綱」というものを事務局素案として公表されています。これについてさらに6月中に検討した上で、7月に定款変更のための総会決議を予定されているということです。

関西の報告書のポイント、総論の部分はごらんとおりであります。標準品 / 受渡供用品、これも標準品が2種類あります。標準品がコシヒカリ、産地はここに書いてあるとおりですが、これに対応する受渡供用品が3ページの頭書いてございます。それからもう一つ、2グループ目の標準品が北海道きらら397、これに対応する受渡供用品がここに書いてあるとおりです。東穀の場合と同じように2等の扱い、あるいは古米、年産の扱い、それから品目ごとの格付表というものが必要になってくるということです。

3番目に中部の商品取引所、こちらは15年3月に研究会を立ち上げられて、16年6月には研究会の報告書として一定の市場のフレームの取りまとめがされております。ただ、去年の9月以降、設計委員会というものが設置されて、それはまだ継続中ということで

ざいます。報告書のポイント、総論は3ページから4ページにかけてであります。それから標準品/受渡供用品、それから品位・年産・格付表、これはごらんのとおりであります。

最後に福岡の商品取引所も「先物取引市場ビジョン研究会」ということで研究はされているということでもあります。

以上が商品取引所における検討の状況であります。

資料3ですが、政府の方ではこの生産調整研究会というものを平成14年3月から11月にかけて行いまして、これを受けて今の米政策改革大綱というものがこの年の12月に決められております。その際の議論の経過が若干書いてあります。これについては詳細なものを別途参考でお配りしておりますので、そちらをまたごらんいただきたいと思います。例えばこのペーパーで言いますと第6回企画部会、14年4月3日の意見にありますように、一方でリスクヘッジの手段として必要、他方で市場の成熟等を考えるとまだまだ問題が多いというような異なる意見がありまして、そういう流れがずっと続いております。結果的には、途中省略しますが、2ページ目の第7回生産調整研究会、14年6月28日、ここで一たん中間報告というものが出されているのですが、この第7回の研究会、上から2つめのポツ、意見が分かれていますので両論併記しかないのではないかという意見に対して、一番下にありますが、両論併記というよりも、現在の問題と将来の問題と分けて考えるということではないかということで、最終的にこの生産調整研究会、中間取りまとめにおいては一番下に枠囲いしてありますように、生産調整や国境措置を行っている現状では導入すべきではないが、将来において、リスク軽減の手段として導入の可能性を排除すべきではない、そういう整理がされております。これが14年6月でございます。これがこの食糧部会にもつながるこれまでの議論の経緯かと思えます。

最後に先物の関係、2種類ありますが、「商品先物取引について」ということで、仕組みと機能等が書いてございます。ここは後ほどまた御質問等があれば適宜戻ってくることにして、要は2の(1)、(2)のところですが、先物によって公正な先行指標が形成される。それから、リスクヘッジ機能を持つというのが先物の主要な機能ということで想定されているということかと思えます。

実際に、1ページ飛ばしていただいて3ページ目ですが、我が国の商品取引所において上場されている品目なり出来高の詳細というのはこの3ページ目に書いてあるとおりでございます。先ほど私が申し上げたよりも詳しく書いてございます。これが言ってみれば本上場ということで、その前段階として次のページをめくっていただくと試験上場というも

のがございます。例えば5年なりの期間、試験上場ということをやって、さらに本上場への申請をするという手順が平成2年以降、導入をされておりまして、試験上場の品目として(2)の、例えば一番下の野菜というのは試験上場期間中というようなことになっております。

これまでこういった上場申請、いろいろな品目が出てきておりますが、当業者の同意というのは制度上の要件ではないわけですが、実態的には最低限、その業界が上場には反対しないという状況が出てきてから上場申請がなされているというふうに承知をしております。

最後に資料5、先ほどの関係で最後の資料ですが、資料5です。商品取引所法においてどういう手続が決められているかということでございます。資料5の第1条のところですが、商品取引所法の目的、これについては一番最後のところですが、国民経済の適切な運営及び商品市場における取引などの委託者保護といったことが法目的になっております。上場の申請がありますと主務大臣、米の場合は農林水産大臣ですが、許可、不許可の判断をする必要があります。その判断基準が、特にこの第155条の3項の のところに書いてございます。特に、この の口と八のところですが、十分な取引量が見込まれないこと、あるいはその品目の生産及び流通に著しい支障を及ぼし、または及ぼすおそれがあること、これに該当しない限りは許可すべきと、そういう法律上の規定になっております。

それからもう一点、2ページ目の下の方をごらんいただきますと、許可申請が上がってきますと、許可するまでの期限がございます。2ページ目の第15条10項のところですが、左側の10のところ、主務大臣は云々とありまして、「公示があった日から4ヵ月以内に、申請をした者に対し許可、または不許可の通知をしなければならない」、11項、その通知を発しなかったときは、その期間満了の日には許可があったものとみなすということで、期間的な限定がかけられております。そういう法制度になっているということでございます。

以上が先物の関係の御説明です。

## (2) そ の 他

高橋計画課長 あと5分ほどでもう一つの議題と言いますか、報告事項です。全農秋田の問題について、ごく簡潔に説明をさせていただきます。

資料6の4枚目をごらんいただきたいと思うのですが、4枚目と5枚目に図がついてお

ります。全農秋田の問題というのは2種類の不正がございまして、1つ目が米の横流し事件であります。これは当事者はここに出てくる一番下の全農秋田県本部、全農の支部ですが、こちらとその上にあります株式会社パールライス秋田、これは全農100%出資の子会社です。このパールライス秋田が右にいろいろある経過があって、販売代金の回収不能の焦げ付きが251百万円、2億5,100万出ました。この焦げ付きを埋めるために全農秋田県本部が生産者から預かった自主流通米、これを横流しをして、要するにただあげてしまったということですが、パールライス秋田がこれを販売した代金2億5,100万円を焦げ付き分に充てたと、そういう事件であります。このページの一番下にありますように、この横流しした分について国庫補助金の不正受給も200万円あったというものでございます。

次のページですが、もう一つの不正事件が米の架空取引疑惑でございます。先ほどのものは平成15年産米ですが、こちらと同じように平成15年産米についてのセンター取引に関わる問題です。平成15年産米についての平成16年5月、6月のセンター入札において全農秋田県本部と一番下にあるパールライス秋田、それから秋田食糧卸販売という卸業者の間で架空取引を行いまして、要はセンターで落札をして成約はしたのですが、実際には空売り、買い戻しをして取引は行われなかった。その結果、普通より高い指標価格が残った、実態のない指標価格が残ったという問題でございます。これはまさにセンターのルール違反ということになります。それに加えて、右の方に書いてありますが、これも1,200万円の国庫補助金の不正受給があったという問題でございます。

以上2つの問題については、当然しかるべく処分がありますので、この全農秋田県本部、パールライス秋田、秋田食糧卸販売は価格形成センターでの取引停止処分になっておりますし、不正受給された補助金については返還命令を出して、全額国庫に返却をされております。さらに横流しの方は全農秋田県本部等の関係者に対して背任の容疑での刑事告発、告訴がなされております。

次に資料7ですが、これを受けて農林省では全国一斉調査、ほかの県でも同様なものがないかということで資料7の3番目ないし4番目のところですが、ことしの4月から5月にかけて農政事務所等を使って一斉点検調査をいたしました。その結果としては、横流しのないし架空取引類似の案件は出てまいりませんでした。

ただ、この資料の2ページを見ていただきますと、2ページ目の7のところですが、そういう刑事案件、あるいは架空という問題ではないのですが、販売対策費等、共同計算の運用に関し問題のある事案、販売対策費というのは、要は売り手が買い手に対して払う割

り戻しというような、慣行としてかなり払われているものでございます。共同計算というのは生産者の米を預かる県本部が、その預かった米の経理を行う計算勘定でございますけれども、こういったものについて、まず2ページ目の(1)ですが、販売対策費について、

のように運賃助成という名目で総額11億円強が払われているけれども、根拠書類なり共同計算委員会という、これは生産者の代表がその支払いの適正を審査する機関ですが、そこへの所定の審議がなされていない。あるいは11年産の費用であるにもかかわらず、12年産の費用から流用してしまった。あるいはですが、センターでの入札に応じてもらった謝礼として、協力金として支払いを行っている。こういう不適切なケースが出てきております。

それから3ページ目ですが、そのほか(2)、3ページ目の一番上ですが、これは販売対策費ではありませんが、共同計算の不適切なケースとして卸業者に販売した計画外流通米、これを買戻すに当たって計画流通米を対象にする共同計算勘定から代金を支出してしまった。要するに、これも目的外流用であります。そういったケースが出てまいりました。

そういったことで、さらに我々として事後の処理の対応を進めております。特に8の総括の3つ目のパラグラフですが、特にその支出が米価格センター取引との関連を持って行われていると見られるものについてはそのこと自体が米価格センターの価格形成を直接歪めるものではなかったとしても、センターの取引の公正さに疑義を生じさせかねないものだ。そういう意味ではセンター取引における公正さの自覚というものが売り手、買い手、双方に欠けていたのではないかと。こういった判断を踏まえまして、一番最後にありますように、この共同計算、あるいは販売対策費も含めてルールの検証・見直しを徹底してやるということで、現在、作業を進めているところでございます。

そういうことで、最後に資料8ですが、センターのルールについてすでに一定の見直しをしております。項目だけ端的に申し上げます。資料8の中で前段の部分がありますが、前段の3段落目ですが、こういうことがありましたので、センターの信頼回復というのが急務だということで、以下の措置について、ことしの6月22、24日に次回の入札があります。その前に信頼回復措置を実行するというので、取り急ぎ緊急に大きく3点ほど決めました。

1つは、「1.入札販売数量の大幅な拡大」ということで、センターの上場数量は減っております。これを17年産米から基本的には各銘柄ごとの販売数量の3分の1以上を上場するという方向で詳細を詰めることにしております。

2つ目には、1ページ目の一番下から2ページ目の頭にかけてですが、今回の事件、これについては全農県本部と子会社である卸との、県本部長と子会社の社長が同一人物でありました。そういう形ではこういった不正の温床になりかねないということで、そういう本部長が同じだとか、米穀担当役職員が子会社の役員を兼ねているという場合はセンターでの取引はできないということにしております。

最後に3番目、「公正な取引確保のための措置の強化」ということで、取引監視委員会のチェック機能の強化、これまで取引監視委員会がどういう場合を不正と判断するかというマニュアル的なものはなかったのですが、それを基準として明確化して、それに関わるものは自動的に調査を発動する。その上で取引を保留したり、無効にしたりするということを講じております。

説明は以上でございます。あとは説明以外の資料ですと後ろの方に参考資料というものをたくさん配ってございます。これはどういう資料かということだけをちょっと申し上げます。右肩に「参考資料1」とありますが、これは先物についてこれまで国会で議論された際の質疑の概要でございます。内容的には参考資料1の1ページ目の にありますが、前回の食糧法の改正、平成15年の5月ごろですが、このときにひとしきり先物の議論が国会でも行われております。

それから、この資料の4ページ目ですが、その食糧法の改正が終わった後、4ページ目の ですが、その後の審議における議論というものもございませう。まずこれが国会での議論でございます。

それから参考資料2、これは先ほど概要を御説明しましたが、「生産調整に関する研究会」における議論の議事録そのものの先物に関する部分の抜粋でございますので、先ほど御説明したことの御発言の詳細が書いてございますので、後ほど御参考にしていただければと思います。

参考資料3、これはこの「生産調整に関する研究会」で議論が行われているときに政府の審議会、この食糧部会の前身ですけれども、その主要食糧分科会でも先物の議論が若干ございましたので、そちらについても資料としてお配りさせていただいております。

それから、資料4は先物取引の歴史、これは江戸、明治、大正、昭和と米の先物の歴史がございましたので、これを年表的に整理をしております。

資料の5と資料の6、これは東京穀物商品取引所の研究会の総論的な報告と、それから市場設計の報告であります。

資料7と8、これは今御説明しました秋田の案件についての国の報告書の全文です。資料7が秋田の事案、資料8がほかの県でないかという一斉点検のこれは報告書の全文であります。

最後、資料9ですが、これはきょう発表いたしますが、米の毎月の消費について4月分であります。4月は前年同月と比べて全世帯では0.1%、米の消費がふえている、そういう状況になっております。それをきょう公表いたしますので、参考までにお配りしました。説明は以上でございます。

八木部会長 ありがとうございます。

#### 4. 質 疑 等

八木部会長 本日の議事につきましては米の先物取引に関する意見交換を中心に進めたいと考えております。どなたからでも結構ですので、御発言いただきたいと思っております。

山田委員、どうぞ。

山田臨時委員 冒頭、一言申し上げたいと思っております。

秋田問題につきまして、今それぞれ御説明がありまして、絶対に許せない不祥事でありまます。私からもお詫び申し上げたいというふうに思っております。

と言いますのは、私自身、直接秋田問題に関わっているわけではありませんが、関係者であることは全く変わらない次第でありまして、釈明する次第であります。と言いますのは、今後とも私はいろいろとこの審議会等でも申し上げるといふふうに思っております。その際、秋田問題を生じさせておきながら何だと皆さんに言われぬよう、先に謝っておく次第であります。どうぞよろしく申し上げます。

八木部会長 竹内委員、どうぞ。

竹内臨時委員 山田さんの今のお話は後でそういうことを言うつもりはありませんが、ただきょうの御説明でちょっと全貌が十分理解できたかどうか、私、ちょっと自信がないのですが、これは私は広い意味でのコンプライアンスの問題の1つ事件だったのではないかなというふうに想像しているのですけれども、もしそういうことであれば、コンプライアンスというのは日本語として最近よく使われているけれども、ちょっとわかりにくい言葉なのですが、法令遵守というわけですから、それでは法令は何だったのか、横領か背任というのですから、法令、法律は刑法ですね。しかし、その前にビジネスの組織体として

のコンプライアンスの問題ということですから、ここに書いてある取引についての契約関係、これがどうだったのか。そうすると、一番最初のお米が生産されて流通に入っていくところは大きな流れ、一番太い流れの御紹介がありました。農家から例えば単協にお米を渡して販売されるルートに流れていく。これは委託なのか売買なのか、法律上、そういうことになると思うのです。委託であれば委託の法律関係というのははっきりしております。売買はもっとはっきりしております。恐らく委託かなと想像しておりますが、商系の場合は売買も多いのかなと。委託であれば委託の法律というの民法ではっきりしておりますから、その委託の法律関係といろいろな取引、生産までの、全部決着するまでの実務の処理というのがコンプライアンス上どうかということをご研究いただく必要があるのではないかと。

もし、このコンプライアンス、つまり契約と運用の関係が第三者が聞いてもなるほどと思えないようなことがあるのであれば、これは基本的なところ、スタートのところですから、そこをひとつきちっとしていただく必要があるのではないかと。そのこと自体が内部の規則であるとか運営のいろいろな恐らく大きな組織体ですから、規則とかマニュアルとか何かあるのだと思うのです。そういうことも含めて、コンプライアンスの観点から一度きちっと組織の中でチェックしていただく必要があるのではないかと。

そういうふうには第三者から見ると思いますが、事例としてはいろいろな事例が世間の不祥事ではありますから一緒にすることはありませんが、共通している現象としてはそのコンプラ上の説明が発覚といいますか、表面化した直後には第三者が聞いていても説明がわからないというようなことが非常に多いのです。ですから、今回のケースだけではもちろんないので、その点をひとつ、共通してあちこちで見られる現象ですから、ピントが狂っていれば結構なのですが、私の想像がピントが狂っていなければ、ぜひ自主的に中でチェックしていただくことが適切ではないかというふうに感じましたので、ちょっと余計なことですが、申し上げました。

八木部会長 立花委員、どうぞ。

立花臨時委員 今の山田さんのお話に関連して、全農の件について、二、三、私も御参考までに申し上げたいと思ったのですが、一つは、確かに今竹内さんがおっしゃったようにコンプライアンスの問題、これはこれで大事で、いかなる組織でもこういったことは起こり得るということで、産業界についてもそうですし、また農業界においてもそうだろうと思って、これはこれできちっとやっていくことは非常に大事で、犯罪であればそれに対

してきちっと手当をしていくことが大事だと思うのです。問題は、単に悪いからけしからぬ、とんでもないことだと非難するのは、それはもう全くそのとおりなのですが、では、それだけでいいかということ、必ずしも私はそうではないのだろうと。なぜこういうことが起こるのかということが問題だと私は思うのですね。

というのは、特に横流しの問題はもうだれが見てもわかるような犯罪ですから別にして、架空取引についてちょっと申し上げたいのです。確かに米の売り手として、農業サイドはできるだけ高い値段で維持したいと思うでしょうし、一方で買い手はできるだけ安い値段で買いたいというのは、これは当然のことで、そのところできちっとした公正な競争が行われていれば、需給の働きの相場が決まるわけです。ところが、恐らく全農秋田の方々もこういった架空取引をやらざるを得ないといひましようか、恐らく現物を抱えている中でリスクをヘッジする手段がなかったということで、高く維持したいがためにお互いに行ってこいみたいな、空売りをやった。買い手についてもこういったことが起こり得るのだろうと思うのです。つまりこういった商売をやっている中で、リスクをヘッジする手段がないこういったことになりがちだということで、逆にこういう取引が明るみに出たことは、米に関わる生産、販売、流通の方々がリスクをどうやってヘッジする手段を持ち得るのか、持ち得ないのか。やはりこれまでのように国が全面的にコントロールする時代ではありませんから、こういった犯罪はけしからぬというだけではなくて、どうやったらリスクをヘッジする手段を持ち得るのか。やはりその辺まで考えていかないと、この問題は表面的な話で終わってしまうのではないかという感じがするのが第1点です。

それから、先ほど冒頭の農水省の方の御説明の中で、この事案は取引停止処分だとか、あるいは補助金の返還だとか、あるいは背任容疑だとか、2つのケースについてありましたが、私はこういった空売り、買い戻しは独禁法上の不公正な取引に当たるのだろうと思うのです。ですから、独禁法については政府全体として襟をただすということで、こういった事案を察知したときは公取に通報するという義務が行政当局にあると思うのですが、独禁法違反についてはどう考えておられるのか、まだ疑惑ということですから、はっきりしていないのかもしれませんが、私は恐らく独禁法違反になり得る、そういった要素があるのではないかという感じがいたしました。

そういう意味で、私はマーケットにおける公正な取引という見地から、私はこのメンバーにならせていただいたときから再三申し上げているのですが、行政の取組まれることは民間の取引に介入して直接決めることではなくて、マーケットの仕組みがいかにしてワー

クするかという、そのウォッチと言いましょうか、レフリーと言いましょうか、そういうことだと申し上げてきました。まさにこういった面では農政当局が機敏に実態を調査されたのは私は大変に立派なことだと思うのですが、もう一つ独禁法違反のケースについてどう考えておられるのかという点をちょっとお聞きしたかったということがございます。

それから、それに関連して、全農の県本部とその系統の卸との間で同一人物が役員を兼ねていることについては先ほどの米センターの公正な取引関係者の確保の方策ということで御説明になりましたが、私は要するに人の持ち合いと言いましょうか、人の持ち合いを絶つということはこれはこれで大事なのですが、もう一つは株の持ち合いがあるわけですね。つまり、今のものは全農の県本部の方が系統の卸の会社の社長を兼ねていると、そういうのはだめだというのはわかる、これは私もだめだと思うのですが、出資関係をどう考えるかですね。やはり人は兼ねていなくても出資、株の持ち合いをやっていれば、恐らく系統の卸の株は全農が100%株を持っているのだと思うのですが、そういった利害が相反する当事者が参加することの妥当性が問われていると思うので、私は単に人の問題だけで終わるのではなくて、出資関係をどう考えるのかという点までもう一步駒を進めて検討していただく必要があるのではないかという感じがいたします。

とりあえず、以上であります。

八木部会長 大泉委員、どうぞ。

大泉臨時委員 座長から、きょうは先物の話を中心にしたいという話がありながら、私も実は全農の話なのですけれども、そういう意味では非常に恐縮なのですが、農協は、私は日本の農業の再構築を考える上で非常に重要な役割を果たしているというふうに思っています、そういったことから農協のものの考え方というのでしょうか、農協の地域でのあり方というものが今後の米政策改革でも、それから基本計画を遂行する上でも非常に大事だというふうに思っているのですが、しかし果たしてそういう構造改革推進的な考え方になっているのかどうかということに関して若干疑問の念があることはあるのです。

それで、私はこの全農秋田の問題が起きたときに秋田の組合長さんたち、いろいろな方たちとお話をしたのですけれども、皆さんおっしゃるのは「やりたくなるような仕組みでな」というふうにおっしゃるのですね。(笑声)要するに、この仕組み自体がもうやりたくなるような仕組みなのだ。そういう意味では、きょうの資料の何ページですか、どこかに出ていたのですが、価格形成の不公正な影響を排除するために、先ほどの立花さんの話と一緒にのですけれども、人間を変えただけで十分なのかという話ですね。もともと食

管法の売り手と買い手との関係を維持した形で価格形成センターが設計されている。このシステムはどんなに人を変えたって、出資関係がそこにある以上、同じ人たちではないか。そうすれば、秋田の人たちがおっしゃるように、やりたくなるような仕組みになってしまうのですね。ましてや売れ残りが幾らだ、幾らだとだんだん出てきますから、そうなってくればくるほど、組合長さんたちは、これは困ったな、背に腹はかえられない、何としてもこれは農家のためには売らなければいけないということが出てくるのですね。

私はそういった意味では売れ残りが表示されるのは決して悪いことではない、もっとオープンにすべきだと思っているのですけれども、この価格形成センターの仕組みが果たしこういった形で役員を兼職している場合だけを排除して、これでOKだというふうになるのかどうか。これはたしか新食糧法のときも別法人になるからいいのだということで結局落ち着いてしまって、それがそのまま来ているのですね。そろそろこれはどっちから全農が下りる、買い手か、あるいは売り手か、どちらから下りるというふうなことで考えない限り、こういう事件がずっと続くのではないかという気がするのですね。それはどっちがいいのか。

それは私もよくわからないのですが、ただもう一点申し上げたいのは、農協のあり方についての研究会がありますね。あれはたしか連合会というのはJAの補完をしるという、そういう考え方ですね。それがどこまで改革されたのか。さらにその改革の進捗状況がよくない場合には厳格な措置を講じるというふうに農水省、あの研究会報告では言っているわけですね。そのチェックはどうなっているのか。改革したのかしないのか、厳格な措置とは何かという、そのこのところは今回いろいろおやりになっているようなのですけれども、それで十分なのかなという気がしまして、その辺に関してもちょっとお伺いしたいということでもあります。

以上です。

八木部会長 加倉井委員、その後、事務局の方から、立花委員の質問も含めてお願いします。

加倉井臨時委員 個人の犯罪というのはどこの社会にでもあるのですから、これは罰するという事で済むのですが、秋田問題で我々が一番心配しているのは、今、大泉委員もおっしゃったように仕組みの問題が関係していたら、これはやはり食糧部会としてきちんと問題にしなければならないということだろうと思います。

この問題が国民に非常にわかりにくいと思います。例えば、こういう言葉を使って一般

庶民はわかるでしょうか。「価格形成センターで指標価格がつけられた」、この意味がわかりますか。市場で入札されて、入札された価格が決まった、これはわかりますね。それではないのですよ、これは制度として。価格形成センターというのはお米を一部上場して、そこで値段が決まると、それが指標価格、何で「指標価格」という言い方をするかというと、その価格でほかの米も売り買いする、その指標になるという意味なのです。それが実はわからないで国民はニュースを聞いたら、何の話をしているのかということになるわけです。

何でこんなことを私は意識するかというと、実はニュースに「価格形成センター」と言うと、まずその説明をしなければならぬ。「指標価格」と言うとまずその説明をしなければならぬということがあるので、これは正直言って市場で入札したということになれば一番わかりやすいのです。では、何でそうしないのかということがやはり問題で、今、大泉委員がおっしゃったことに賛成なのですが、この仕組みは非常に犯罪を引き起こしやすい、犯罪と言っては失礼ですね。不当な事件を起こしやすい仕組みだと思います。

昔から、実は何年も前から我々はリポートが存在するということを聞いておりました。疑わしきは罰せずということで公にはなりませんでしたが、要するに指標価格をつくってしまえばいいわけです。ある人と相談して、この米、ちょっと高く買ってくれよ。そうしたら、損だから嫌ですと。そうしたら、高く買ってくれた代わりに販売促進費というお金を払いますよ。それで穴埋めしますよと言うと高い金になりますね、指標価格。そうすると、その指標価格でほかの米も売買をするわけだから、こういう仕組みをつくっておいて、それで今度、いいことですよ、これを公にしたということは何。今まで隠れていたものを公にしたということは大変いいことですが、仕組みがそれでいいのでしょうかというのはやはり考えていただきたいですね。何で市場にしないのかとか、何で入札した価格を公表しないのか。指標価格を公表するのかということは、やはりもう流通がこれだけオープンになってきた段階ですから、やるべきではないのでしょうか。

八木部会長 計画課長の方からお願いします。

高橋計画課長 まず立花委員の独禁法の関係ですけれども、この架空案件が出た直後からずっと公正取引委員会と協議をしております。要は、独禁法上典型的な例として2つあるわけですが、1つはカルテルになるような売り手側、買い手側のどちらかが談合して、それで市場の取引を制限するというケースが1つと、それからもう一つは優越的地位を使って取引を制限するというのがこれに近い典型的なケースとして2つあるのですが、我々

は何度も何度も公取に行って、要するにそのどちらにもびったりとはまらないケースなのですね。これは売り手と買い手の間であって、かつどちらかが優越的地位を使ったということではなくて、お互いに協力してくれよということで、それでは売渡、買い戻しをやるかという、ある意味、独禁法の典型例として想定されていたケースに該当しないということが公正取引委員会の判断でして、そういう意味では我々、そこは追及しましたが、法解釈上、そこから先に進めないということで、現時点で先ほど御報告したような処置になっているということでございます。

それから、同一人物が兼ねている場合だけではなくて株式の持ち合いが当然考えられるべきではないか、そこも我々はほかの市場で、例えばきょうのテーマである商品取引所などで、では出資子会社との取引が禁止されているかどうかということも調べましたが、その出資関係という形式要件で直ちにだめだということにはなっておりませんで、それはもっと、要するに不当な扱いがあったかとか、より抽象的な基準になっています。そういう意味では、実際問題として世の中の商取引で子会社との取引自体が禁止されているわけではありませんので、直ちに投資関係があるからいかんということにまでは持ち込めないのではないかということでこの人的関係で捕捉したということと、それ以外に、先ほどちょっと申し上げましたが、上場数量をふやすとか、取引監視委員会の機能を強化して、取引監視委員会では全農本部と子会社との取引があればそれについて詳細に分析をして、取引監視委員会でチェックをするということに基準、マニュアルも新たにつくることにしています。そこで捕捉をされれば調査をして、保留なり無効にするという、そちらのルールの方を強化したということで今後、こういう再発を防ぎたいというふうに考えております。それが2点目です。

それからもう一つ、立花委員の最初に御指摘のあった点で、要するにヘッジの機能がないからこういう架空みたいなことになるのではないかという、リスクヘッジの装置がないからと、それも1つの面かとも思いますし、あとただ実態としては先ほど竹内委員がおっしゃったことに近いのですが、これは農家は委託販売です。農協が委託を受けて、経済連・県本部も委託を受けて販売します。ですから、今回の事件というのは出来秋に仮渡し金という手付け金を払って、それで農家はそれをもたらうのですが、その後、価格が下がったので、その差損が出ないように価格を維持したかったというケースなのですが、要は、まさに竹内委員がおっしゃったように契約としての委託ということが徹底されていないものですから、農協とか県本部は、本来であれば下がれば、そこは下がったのだから仮渡し金が

高すぎたから返してくれということになるべきなのですが、それができないような風土があったのでこういうふうになったという、もう一面、そういう点があったというふうに考えています。

それから大泉委員の御指摘で、そういう意味では、組合長さんがこういうことをやりたくなるような風土とおっしゃる点の中で、売れ残りがあるからこれはやったのだというのは、いささか理屈の通っていない言いわけでありまして、架空取引をやったって在庫は減らないのでありまして、それはそういうプレッシャーがあるからやってもいいのだみたいなものは全然理屈になっていなくて、価格を維持したかったからやったのだと、端的にそういうことだと思うのですけれども、そういう意味では、このセンターの装置があるから売れ残りを避けようと思うとこういうことに触手が延びてしまうのだというのは、ちょっと余りにも身勝手な言い分ではないかと思いますが、それはそれとして、農協の研究会については後で担当の方から説明します。

あと加倉井委員から御指摘があった点にも絡むのですが、要はこのセンターのやり方自体がもう限界に来ているのではないかということで、そこは我々も認識をしておいて、要するにプレイヤーが非常に限られている。実際、我々が次回の7月にも御議論いただこうと思っておりますが、「主役システム」と言っていますが、それに向けて議論しているものも、要するに単協というプレイヤーがもっとセンターでの取引ですとか市場に出てくる。それでセンターでの取引がより多様になって透明になる。それがあべき姿だと思っております。そういう方向での改革をやっていくべきだと思っておりますので、そういう意味では今のセンターのこのあり方でいいというふうに思っているわけではありません。先ほど御説明したのは、まず次回、6月入札が参りますので、それまでとにかくやれる緊急措置についてまず手を打ったということでございます。

八木部会長 食糧部長、お願いします。

高橋食糧部長 済みません、若干補足でございますけれども、最初に竹内委員からの御指摘がございましたこのお米を生産者からJAに委託をしていることに関して、今、計画課長が申しあげましたように、基本的に共同計算という形で委託販売を依頼いたしまして、委託を受けた方が全体的にプールをして販売をしていくという形になっております。この問題につきましては、実は今回の問題以前から共同計算について、例えば精算期間が長いとか、あるいは全部を一括プールしていること等について、いろいろな点から問題点が指摘されておいて、この点については別途、これは農協の事業のあり方の一環といたし

まして、経済事業のあり方の一環として、これについては全農内部でも検討されるというふうに聞いておりますし、また私どもとしまして、この共同計算のあり方について生産者、単協に対する情報開示のあり方等々を含めて、きちんとした見直しを行っていきたいというふうに思っております。

それからもう一点、センターの価格形成の関係でありますけれども、確かに自主流通米、要は計画流通制度のときには自主流通計画の中でセンター上場のお米と、それからその他のセンターに上場していない部分も含めた計画流通米、これは一体的に捉えるような形になっているわけでありまして、改正食糧法、今の制度、昨年4月以降においては、確かに「指標価格」という言い方は同じかもしれませんが、基本としてはやはり目安であって、固定的にすべてセンター価格のものが一律適用されているわけではありません。そのところは当然ながら実態に応じた販売がなされていると思っております。ただ、センターの問題については、当然改善しなければなりませんし、また、限界もあるわけありますので、その辺の見直しをしていく必要はあるわけでありまして、市場そのもののあり方はやはり売買の両当事者、いわゆる供給サイドがどうなっているか、あるいは買い手のサイドがどうなっているか、やはりここにも相当程度、市場は両方、多分売買のあり方と、両当事者のあり方と市場のあり方というはお互いに影響し合うのだらうと思っております。先ほども言いましたように、例えば産地で行けば基本的には県本部、あるいは経済連という売り手と、それから旧の登録卸売が中心とされておられます買い手との間の構造自体にそれほど大きな変化はないと、それでは今のセンター価格を例えば何らかの形に変えるとしても、実際の物の流れそのものはじゃあどういうふうに仕組んでいけばいいのかということになるかと思っておりますので、先ほど単協の上場の問題等々出ておりますが、やはり流通のあり方が変わっていくと同時に、市場のあり方も変わっていく。また、逆に言えば市場がそちらの構造を引っ張るような形で漸進的にやってくのではないかと。

そういった意味では、本来はやはり市場志向的な制度改革を行っておりますので、ある意味では今回のセンターへの規制はやはり緊急避難だらうと私どもは思っております。基本的に規制をかけていくというよりは、規制は徐々に減らしていく、当事者に対する規制も多分、本来きちんとルールが守られれば問題はないはずなのですが、よっぽどおかしいところはやはり規制するという形だらうと思っておりますけれども、そういった意味では今回、私ども昨年4月以前のところに逆戻りするのではないかとみたいな御批判も受けておりますけれども、やはりそれは今回、こういう異常な事態がある。ではセンターに変わるべ

き市場があるかと言えば、そういうものもない。今のセンターの価格によって行政の装置も依存している。そういった意味ではきちんとしたこのセンターの市場というものを育てていただきたい、そのために必要な措置だというふうに御理解いただければと思います。

あと農協の話は担当の方から。

天羽経営・組織対策室長 大泉先生からお話のありましたJAの改革の話であります。御指摘のとおり、15年の3月にあり方研の報告が出たわけであります。15年の10月だったと思いますけれども、系統の方でも3年に一遍のJA大会でJA改革の断行ということを決議して、彼らも取り組んでいくという決意を内外に表明したわけであります。その後、その前からなのですけれども、改革が進んでいる分野、進んでいない分野が確かにございます。進んでいる方としては、今経済事業改革ということで旗を振ってやっておる物流だとかAコープ、SSといったいわゆる拠点型施設というふうに呼んでおりますけれども、そういうものの改革をJAと全農、それに全中も入ってなのですけれども、やっていって、それなりの進展が出ている分野もあります。ですが、相変わらず旧態依然ではないかと言ったところもある中で、今回の秋田の事件でございまして、全農は全農で全農改革委員会というものを会長の諮問機関として立ち上げて議論を進めております。間もなく答申をいただく予定だと聞いておりますけれども、役所は役所で経済事業改革をどういうふうと考えていったらいいかということは今省内で勉強しているところでございます。

八木部会長 吉水委員、何かございますか、よろしいですか。

吉水臨時委員 はい。

八木部会長 それでは、横川委員、どうぞ。

横川臨時委員 秋田の件を続けたいところですが、私は3時に退席する予定なので、入札制度についての意見を述べさせていただきたいと思います。私は、秋田の事件は単純な問題で起きたのではないと思いますので、議論をするのならばもっと時間をとって問題を明確にした上で、改めてその場をつくっていただきたい。お願いいたします。

それでは入札について申し上げますが、私は秋田の件は米の取引の仕組みと半分関係があると思います。つまり、入札制度にはチェック機能があって連動しているからなんです。私は、そういう意味では入札制度に賛成です。

賛成の理由を申し上げます。外食全体では、日本の米の約3分の1となります250万t以上の米を毎年消費しています。私どものグループ会社全体でも年間約3万tぐらいの米を使っていますが、その仕入取引は、食管法から食糧法に変わった1995年ごろから産直

取引をしようということによってあります。現在、複数県の経済連と契約をしていますが、価格の決め方には決まりがなく、過去の米がとれたときの価格を参考にする程度です。ですから、田植え前に契約をするのですが価格の参考とするものがどこにもない。そうすると、入札価格で決めることになりますが、入札価格そのものに公平性があるかという、私には公平性があるとは思えません。それは、いろいろな形で仕組みられて値段がつくられているケースがあるからで、経済連とはどういう契約をするかで、いつももめるんです。

参考資料にはしていますが、基準にはなっていない。しかし、そこで、1年先の米の価格が先物相場で決まっていれば、きちんとその価格で契約することが可能なんです。例えば、ある県のコシヒカリで除草剤を1回、堆肥を2t入れるといったことを契約条件として設定しますと、そこが1俵1万5,000円ならば「1万5,000円で3万トンをお願いします」といって契約が成立するわけですね。今はそれがなくて、としても買いにくいんです。食管法から食糧法に変わったのに、今の日本の仕組みは、食管法の仕組みが残り過ぎているのです。だから自由になっていない。国内のいろいろな仕組みが自由になっていないことで米の取引ができないのならば、先物相場は入札制度のチェック機能をするこのひとつになると思うのです。

ただ、全面的に賛成という訳ではないのは、先ほども説明がありましたように、小豆の相場を導入したときに、小豆でも投機家といいますか実際に商売をやらない人が買い付けをして3倍になったケースもありますし、コーヒーも実相場よりも上がったり下がったりで、実務の商売をやっている人たちが非常に被害を受けたこともあるのですね。

コーヒーのようにシカゴでもニューヨークでも相場が立っているものを日本でやる場合には、比較ができるからいいのです。大豆もそうです、アメリカやメキシコの方が圧倒的に多いですから、日本が何かあれば高い方へ売ればいいですから変なことができません。ただ、米の場合は世界全体で先物相場がありませんから、これを日本でやるときには、公正な相場を形成できる先物相場制度を導入できるかどうかがかぎだと思います。

そこをきっちりやると入札制度と先物相場のバランスがとれて、実務者が1年先のものを正しく買い付けできるようになります。そういう意味で、もう少し今の実態、世の中の米の流れをしっかりと把握し、これからはどうしていいのかを明確にした上で、いろいろな議論をする必要があると思います。

藤尾臨時委員 ちょっと関連しますが、いいですか。

八木部会長 藤尾委員、どうぞ。

藤尾臨時委員 実は海外にシカゴの穀物相場があるのですが、生産者、消費者、実需を非常に優先的にした取引所らしいです。ルールについていろいろあるのです。この次のときでもいいですが、先ほどおっしゃったように場違いという言葉があるのですが、いわゆる売った、買ったをペーパーでする人は非常に参加しにくい、していることはしているのですけれども、20%ぐらいだという話です。それも証明書がなかったらいかんという話なのです。そういうことをしているシカゴの取引所についてこの次に、そういうことをやっているということを発表し、資料を出してほしいのです。私の方も協力できたらさせていただきますと思います。

それからもう一つは、先ほど価格形成センターの話が出ておるのですが、これも今日、皆さんがおかしいと言われるのではなくて、できたときからおかしいわけですよ、実は。(笑声)それを覆い隠して、秋田の問題が出たから価格形成センターもおかしいということになっているのです。はっきり申し上げて、米のきっちり価格が出て、そしてその価格で納得して消費者、実需へ行くというのは、今の強い農協さんの組織の中からでは適正な価格は出てこないと思うのですね。というのは、各県同士が隣の県より同値かもしくは高く売ってくれ、売ってもらわなければ困るのだと。市会か町会、県会で呼び出されて困ったり、あるいは組合長、会長が困るのだという話は価格センターができたときからあるのですよ。だから、隣の県に合わせてくれ、いや、うちはちょっと高くしてくれと言われると、この積み重ねが価格をこのようにしているわけなのです。

先ほど出ましたリベートの問題についても同じことなのです。リベートと言うから表現がおかしいのであって、業界から見れば立て替えて払った金を返してもらうということなのです。先に高く買っているのですから。だから、その辺もひとつ理解していただいて、生産者の方もいらっしゃるので、理解していただかなければ、一方的にセンターの価格の立て方もおかしい、あるいは今の価格もおかしいと言われたら、ちょっと話がこじれるのではないかと考えております。

以上です。

八木部会長 藤尾委員の資料請求に関しては、次回にでもよろしく願いいたします。

立花委員、どうぞ。

立花臨時委員 先ほどの私の質問に対して計画課長の方からお答えいただいたわけですが、私、ちょっと確認の意味で申し上げたいのですが、センターへの売り手と買い手の問題で、農協が集荷の段階で仮渡しの予約金を払う。ところが、在庫を持っていて値段が下

がってしまった。それでロスが出たので、それを何とかカバーしようという、その意味で値段を高く維持しようとしたということなのですが、それに関連して、だから農協は下がった値段でこれしか売れなかったのだよということを農協の組合員にちゃんと説明すればいいのではないかと、それはそのとおりなのですが、だけれども、そうならないのは、つまり集荷の段階でも実は競争が入っているわけで、いわゆる農協系の集荷業者だけではなくて、商系の集荷業者の方々が、農家から米集めの段階で、農協がこの値段で買ったなら、それでは我々はそれにプラスしてもっと引き取りますよという競争が働いているからこそなかなか農協の方々は高い値段で何とかして売りたい。そうしないと、第一集荷ができなくなってしまふということがあるわけですね。だから、単に農協が正直に腹を割って、農家に頭を下げてこれでしか売れなかったのだという、頭を下げれば済む問題でもどうもないのでないかなという感じがするのと、それから独禁法違反の問題は、やはり入札のときに同一の売り手と買い手の間で価格をつり上げるというのは、これは独禁法違反で、まさに価格自体を人為的に操作するというわけですから、私は公正取引委員会が非常に慎重に考えられるというのはそれはそれでわからないわけではないのですけれども、入札するに当たって買い手と売り手が結託して値段をつり上げるというのは、これは独禁法違反として十分可能性はあり得るといふふうに私は感じたものですから、ちょっと申し上げた次第です。

八木部会長 峰島委員、どうぞ。

峰島臨時委員 生産者がお米をつくって、食べていければいいのです。そこに問題があると思います。全農の問題は私は別にいたしまして、生産者としてやはり信用ということにおいては非常に憤りを感じておりますので、いわゆる先物という市場にするという、「お米までもそうするか」というのが私の生産者の意見でございます。先物というものをいろいろと考えてみましたときに、投機ということが考えられます。必然的についてまいります。そういったものに日本の食、お米を入れていいものだろうか。そして私たちは生産調整、そして新しい水田ビジョン、売れる米づくり等々言われて、それに従いながら地域で水田ビジョンを立てております。そんなときに、私たちは困惑するばかりでございます。この先物市場の資料を見ましたときに、なぜ生産者、農業者を入れてもっと練っていただかなかったか。これはもっと時間をかけて、学者さんばかりでなく、生産者側である農業者をもっとわかりやすい会議の中に入れていただきまして検討していただく。時間をかけていただく。長年やってきました農協のやり方、そしてお米の政策、今に来て急にお米を

先物市場という、こういったやり方には私たち生産者として戸惑いといいますか、憤りといいますか、どうしていいかわからない。まして、市場になりましたときに、お米の変動がございます。その変動と現物市場、その変動もあります。どちらを見て生産者は生きていったらいいか、死活の問題になります。お米をつくって食べていける農政、そのようなところに私は疑問を感じておりますので、これには十分時間をかけて検討していただきたいと思います。

八木部会長 大泉委員、どうぞ。

大泉臨時委員 先ほど計画課長と部長からお答えがあったのですが、要するに現物市場、価格形成センターが1つしかないというふうに設計してしまったというか、本当は食糧法の中では複数の市場が形成されるはずなのに、実際は運用で価格形成センター一本というふうにしてしまったというところをどう考えるかという問題が出てくるのだろうと思うのですけれども、要するに何度も申し上げますが、これは部長がさっきおっしゃったのですけれども、結局こういう市場では供給側とそれから需要側とがどういう人たちがいて、その人たちでつくる市場という性格が大きく反映するのはおっしゃるとおりだと思うのですね。その人たちが同じ人たちであるというふうに見るのか見ないのか、私は同じ人たちだというふうに思うのですけれども、そういう状況の中では計画課長がさっきおっしゃったように、理屈にならない理屈でも起きてしまうわけですよ、不正が。そういう仕組みになっているということをどのように考えるかというときに、じゃあ他方でJA改革との関係で言えば、JA改革は単協を中心にしてやっていこうという話になっているわけですから、上場するとしたら単協が上場していくのが普通じゃないの、じゃあそのための仕組みをどうやってつくるの。同じ人でやるよりも、はるかにそっちの方が公平ではないのということが念頭にあったものですから申し上げたのですけれども、現物市場が現物市場だけですべてオールマイティであるというふうには私も思っていないくて、このような食糧法をそのまま価格形成センターという、加倉井さんに言わせればわけのわからない名前で登場させざるを得なかった理由も歴史的に見ればわからなくもないのですけれども、しかし市場原理を言うのであれば、基本法の23条が基本だというふうに言うのであるとするならば、やはりもうそろそろその辺も変えていいのだろうというふうに思うのですね。

そうすると、現物市場でのこういう価格変動に関してはどういうふうに考えるのか。生産調整すれば、あるいは価格形成センターができれば価格は安定するよと言い続けてきたということは一体何なのという話ですね。そうすると、そこは何らかの形でヘッジをして

いかないと生産者に対して、あるいは卸さんに対しても安定した価格というものが提示できないではないか。商売ができないような状況になるのではないのと。そうすれば、この2つの市場を並行してやっていくというか、現物と先物というものがお互いに補完しながら機能させていくということがこれからの米市場にとっては必要になってくるのではないのかというふうに私は思っているものですから、さっきのような質問をしたわけです。

八木部会長 食糧部長、どうぞ。

高橋食糧部長 これは非常に難しい、私も答えるのが難しいと思っているのですけれども、要は物の特質と市場のあり方だろうと思うのですね。それで、お米のことを考えてみれば、昭和17年以來の食管、それ以前に米穀統制法の段階でもうすでに先物は禁止したわけですが、ある意味で米の今のような、例えば銘柄別にものすごい差があって、かつ、変動してお米とは言いながら先物取引の上場設計でもきららとコシヒカリは違うという設計を予定しているわけですね。そういうようなことでも認識されているような銘柄別に違うようなお米を売り買いしていた過去というものはあるのか。

逆に言えば、戦前、米の正米市場があったとか、あるいは堂島の相場はあって、もちろんそのときでも用途に応じて、あるいは産地によってお米の価格は違っていたわけですが、今のように銘柄別需給がここまで変わってきている。そういったようなところで、じゃあ過去を振り返ったときにお米の適正な価格市場として範たるべきものがあったのかどうかというと、私はもう70年も80年も前の世界を今、範にとるわけにはいかない。そうすると、新しく食管から食糧法になり、新しい米の市場というものをどうやってつくり上げていくかというのは、やはり我々がこれから考えていかなければいけないものだと思うわけです。

そうしますと、現実論として見れば、農家からJAが中心となって共同計算、いわゆる委託販売という形で売り手がある意味では県本部、経済連という大きな主体があって、それが売っていく。しかもそれはできるだけ農家にとって有利な形で販売したい。もう一つは、国の政策の要請として、常に安定的に、これは生産だけではなくて消費のためにも安定的に、かつ価格も需給も安定、主要食糧の需給及び価格の安定の法律ですから、そういうような形でやっていく。そこで市場はどうあるべきか。そこは食管の時代に価格形成機構ができ、それがセンターになってまた名称が変わってきているわけですが、もちろんいろいろ別なものはあるわけですが、やはり基本的なものとして、与えられているものは、武器は、今あるのはこのセンターなわけです。したがって、私どもとしては

センターはもう限度が来ている。機能的にもうちょっと不全なのだから次のものと言われても、じゃあそれに代わるべきものを直ちに用意しうるのか。

もちろんセンターとしても、単協の上場の問題、今、スポット取引とかいろいろセンターでもそういう幅広い取引をやりましょう、基本取引だけではなくて、準ずる取引、スポットですとか、そういったものもやろうとしている。あるいは、端境取引でもいろいろ議論はありますけれども、端境取引をやりながら、ある意味ではリスクヘッジのことも少しは考えてやりましょうということで、その機能を改善をしようということで進めているのだらうと思います。ですから、1から作り上げるといことはなかなか、歴史的に規制をされ過ぎておりますものですから、どうしても漸進的な形でないとうまくいかないのではないかと、ちょっと御説明がしづらいのですが、このことはぜひとも御理解をいただきたい。

もちろん、大泉先生が言われたように限界論は我々も承知しているのですけれども、じゃあ、明日から次の市場ができました。あるいは、先物市場だって、逆に言えば先物も万能かと言えればさまざまな問題もありますし、そこで不正がないのかと言われれば最近も取引員の処分が行われたとかあるわけでありますので、すべての市場が万能とは限らないわけですね。卸売市場だって万能ではない。だけれども、それは商品特性に応じた市場形成がなされていく。ただし、お米の場合には完全な自由市場から現在のものが自然発生的に出てきたというよりも、旧食管から引きずってきているという制約がありますもので、そこを漸進的に直していく。我々がそこで求めていく法目的でやろうとしている需給及び価格の安定になるべく即した形で、もちろん限度はあるのかもしれませんが、やらさせていただくというのが、ちょっとお答えにならないのですが、今の私どもの考え方がなと思います。

八木部会長 竹内委員、どうぞ。

竹内臨時委員 こういう議論をしていると幾らでも時間が足りないわけですが、皆さんの話をお伺いしているとそれぞれなるほど、なるほどと思うのですが、なるほど、なるほどと思わないところもあります。幾つか私はこの論点にプリンシプルというものがあると思うのです。そのプリンシプルは類似のことをやっている、お米ではなくても、ほかの穀物でも、シカゴもありますし、タイもあります。そっちの方は全然別世界で我々と関係ない発想でやっているのだというようなことはないわけですね。結果的にどういうことが起きているかということ、市場で言えば株式、社債といった資本市場があります。金融市

場もあります。為替の市場もあります。市場がうまく機能する原則がありますね。つまり、なるべく参加者が多数であること。つまり、厚みがあること。プレイヤーが経済行為については自由であること、幾つかそういうプリンシプルがあるわけです。ですから、お話をお伺いしていると、そのプリンシプルからかけ離れているほど市場の機能はうまくいきません。それでは規制は何かと言ったら、プロ野球と同じように市場はルールのもとにみんなやりますから、ルール違反に対する監視、自主規制、パニッシュメント、こういう仕組み。ですから、この経済行為については規制がない方が市場は育つというか、機能を発揮するわけです。

ですから、そういうようなプリンシプル、その参加者の関係で言えば、ガバナンスの問題になるわけですね。ですから、私は最初、抽象的に申し上げましたが、コンプライアンスの1つの例として委託契約のことを申し上げました。この委託契約は農家と農協の間の私法上の契約関係なのですね。この契約関係がどうなっているのですかということをもっと知りたいわけです。その契約関係に実行が合っているのですかということをもっと知りたいわけです。実行が合っていないければ国税当局だって関心を持ちますね。ですから、コンプライアンス、例えばガバナンスでもプレイヤーが今度は自由に行動しますが、個人ではなくて団体として、あるいはだれかの利害を代表して行動するときには、その関係はガバナンス上はプリンシプルに沿って行動されていますかというようなことが出てくるわけです。きょうは時間が恐らく足りないでしょうから、とてもこの先物についての、価格安定機能の上ではプラスなのかマイナスなのかとか、新聞に出ているような先物についての事件というのはこの世界で起きる可能性があるのかないのかとか、一般農家がここでとんでもない目に遭ってしまうことがあり得るのかどうかというようなことはきちっと議論しておく必要があると思いますが、それはまたこれからやっていくことなのですが、例えば御当局のお話の中で価格安定機能、この価格安定機能は法律には書いてあります。それではこのプレイヤーが価格安定機能を法律上、義務づけられているのですか。市場の参加者には価格を安定する役割を法律が期待しているはずがないのです、個々のプレイヤーには。仕組み全体が価格安定機能の上でどういうふうになりますかということをお伺いしているの、いろいろな議論を余りごっちゃにされるとわけがわからなくなってしまいますね。

例えば、監督当局、監督当局は全農事件を契機にして何の責任があるのですか。原則的には個々のガバナンスの問題なのですね。全農のガバナンス、これはビジネスですから、農協の世界もビジネスの世界、経営指導の世界、いろいろな世界があります。組織的にど

うかという、いずれにしてもビジネスの世界について農林省は国会、国民に対して法律上、  
どういう責務を負っているのかという、そういう前提で考えてもらう必要があるのではない  
か。法律上、あるいは実態上、仕組み上、農林省の御担当官が現場に行ってビジネス指  
導しているわけではない、そんな立場ではないわけですから。監督当局の監督の関係もそ  
のプリンシプルから言えばどういうポジションにあるのかということ的前提にしてもらい  
たい。

つまり、こういうコンプライアンスの議論は、日々の生活の中で常時議論している必要  
がある。事件が起きてからコンプライアンスということが話題になるのですが、普段の日々  
のガバナンスなりビジネスのプロセスの中で常時原則論やコンプライアンスやガバナンス  
や、そういうことを議論していただきたいというふうに、ちょっと感想めいたことを申し  
上げます。

八木部会長 山田委員、どうぞ。

山田臨時委員 私もこの先物取引の今後の検討に多くのことを期待したいというふう  
に思うのですが、生産調整研究会の場では、その議事録もありますが、竹内さんと大分激  
しくやり合っているようなところがいっぱい出ているのですけれども、私も若干はこの間、  
成熟したのかというふうに思いますけれども、きょうの竹内さんの問題整理は大変よくわ  
かるのです。まさに冷静に検討して、そして条件も探って、そしてきちっとした結論を出  
していかなければいけないというふうに思うのです。

そういう立場で申し上げますと、この生産調整研究会の取りまとめにあるように、現状  
では導入すべきではないと言っている背景が生産調整や国境措置を行っているということ  
だというふうにあったわけですね。しかし一方、将来においては排除すべきではないとい  
うこともあるわけですが、この将来とは一体どういう状況を言うのか。生産調整がないと  
いうことなのか、国境措置がないということなのか、ひいては自由な生産流通、価格形成  
が行われるということなのかどうか。では、その自由というのはどんなことなのか、どう  
いう状態を言うのか。それから、その自由な状態は果たしてどんな形で実現できるのか。  
実現見通しがあるのかどうかというところまでやはり探っていかなければいけないと思  
うのですね。

先物取引の例として多くアメリカの例等が引き合いに出されますけれども、しかしその  
アメリカは価格変動に対して直接支払いをやらざるを得ないといいますが、やっている、  
相当膨大な価格変動に対する直接支払いをやっているわけだし、マーケティングローンと

いう最低支持価格の仕組みもちゃんと持っているわけでしょう。自由な流通をしながら、一方でそういう対策をやっているということがあるわけです。そののところをやはりよほどよくよく分析した上でこの措置について結論を出していくとか、方向を出していくという作業を今後ぜひぜひやっていただきたいというふうに思います。

それともう一点、これを議論するのは大変難しいわけでありまして、内容について私などでもほとんどわかりません。例えば、本日の資料にそれぞれ各作物取引の事例が出ていますが、その場合も現物取引の率が出ていますね。それを見ると、現物取引の率は大変低いわけでしょう。とすると、圧倒的な部分は投機で取引がなされているということなのか、それとも、投機されているのですが、一定の指標価格になって、価格変動のリスクヘッジ機能を果たしているのかどうか、というところがよくわからないわけです。ですから、そういうことも含めてかなりわかりやすい議論を、また説明をもさせていただいて、もちろん我々もしっかり勉強しますけれども、そういう形での進め方をやっていただけたらありがたいなと、こんなふうに思います。

八木部会長 加倉井委員、その後、横川委員ということをお願いします。

横川臨時委員 済みません、私、3時に出なければならぬものですから。

八木部会長 それでは、横川委員から先にどうぞ。

横川臨時委員 加倉井委員、済みません。お先に発言させていただきます。

先物と言うとどうも、金みたいと言ってはいけませんが、ほかの先物の悪い例が皆さんの頭に入っていると思いますので、もう一度、先物というのはどういうものなのか確認をする必要があると思います。もともとは実務者が困らないようにするための制度としてスタートしたのはずなのです。悪用された例だけでだめだと決めつけては議論になりませんので、専門家の方に先物とはどんなものかももう少しお話をさせていただいて、土俵を同じにしてからでないとなかなか多面的な議論にならないので、もう少し勉強する必要があると思います。

それからもう一つは、米の出荷コントロールによって価格がつくられた実績がありますから、入札制度もある一定の量がないと入札価格は機能しないということをはっきり決めないといけません。現行の制度では、入札制度の公平性を保つ仕組みがないからです。ですから、ある一定の量がなければすべての価格は無効とするくらいの鍵をかけない限り、どうしてもコントロール価格制度になってしまう、それを先物で防ぐことが出来るのではないかと先ほど申し上げたわけです。

そういう意味での競争の原理と、自由なことがまず必要です。自由とは何もしないことで、規制をかけないことです。そして、今までやったことが正しいとか正しくないということではなく、現在と未来に向けて新しくチャレンジすることが大変に重要なのですね。だから、過去にこだわらないことです。私は今日はこのあと失礼しますので、その議論はまた改めてさせていただきますが、きちんと制度の内容を説明していただき、皆が同じ理解をした上で議論をしないと間違ってしまう恐れがありますので、もう一度最後をお願いしておきます。

八木部会長 米の先物取引については当部会においてもこれから議論を引き続き進めてまいりたいと思っております。その際、横川委員からお話がありましたようなことも含めて事務局の方でも準備の方をお願いしたいと思います。進め方については後ほどまた事務局から説明をお願いしたいと思いますと思っております。

では、加倉井委員、どうぞ。

加倉井臨時委員 先物市場をつくった場合に2種類の人たちがこれに参加をします。1つは皆さんおっしゃるように投機筋というか、マネーゲームというか、それをやる人たち、これはもう間違いありません。実は私の知り合いで商品先物をやりたいというのがいて、「退職金でやる」と言うから、「ばか、そんなことは絶対にやるべきではない」と私は言った人間なのですが、しかしそのことと需要と供給の実際の担当者で、米で言えば米の実際の売渡をする人たちがリスクのヘッジの、要するに損をしないようにするために先物をするのを一緒にしてしまっただけで、投機があるからリスクヘッジはしてはいけないという議論は、これはまずいと思うのですよ。本末転倒だと思います。株だって、あれはマネーゲームでやっている人の方が圧倒的に多いです。でも、だから株の証券取引をやめるとか、そんな話にはならない、本末は違うと思うのです。ですから、そっちはそっちの話があります。投機をやって、財産をなくしたとかそういう話がありますけれども、その話とリスクヘッジをしてはいけないのとかとか、そういう話とは違うのだと私は思いますね。それが1つ、それは一緒にしてはだめで、別な話だと思います。

それからもう一つは政策、いろいろなお米に対する政策で国家が関与しているいろいろなことをやっているの、これはもう無理ではないかという別な考え方があります。これは実はアメリカで先物取引、シカゴの相場、シカゴの相場と簡単に言っていますが、あれは先物です。大部分が先物なのですが、それはアメリカ政府は膨大な生産調整をやりました。2500万 ha なくしたとか、やらなかったとか、そんな膨大な生産調整をやってでも、それ

で先物取引市場は成り立つのです。どうしてか。それはその政策が明快でクリアだからです。変えられないからです。それが実は日本でも必要で、それを変えたら、それはおかしくなります。

例えば、非常に失礼なことを言って恐縮ですが、備蓄米を150万t買い入れますというのは、これはすべての人に公開されたルールですから、それはそれでいいのです。そういう政策があるから先物市場が成り立たない、そんなことはないのです、だれもが知っているのだから。それは経済的な与件ですかそれはそれでいいのですが、それを途中で、例えばいろいろな事情があって急に変えましたと、これはこんなことをしたら先物市場は成り立ちません。それはそうですよ。でも、どちらを前提にするのですか、我々は。その突然ルールが変わるというのを前提にするので、そういうものを是としてやると考えるのですか。あるいは、そんなことはないのだ。基本的にルールというものは透明で公表されていて、みんなに同じようにそれが与えられているのだという前提で物事を考えるのですか。私はちょっと先物市場をやるのは早いという考え方もあるのですが、そうではなくて、市場が今度は監視するということを考えたら、むしろ政策を途中で変更するなどというそんなばかなことはやってはいけないのだから、それをやらせないためにも先物市場というものはやった方がいいのではないかというふうに実は考えております。

八木部会長 大木委員、何かありますか。

大木委員 先ほど生産者の方から、主食が米の投機であってよいのでしょうかというような意味の御意見がありましたけれども、私ども消費者も先物取引と聞くと、消費者としては何となく危ないとか、悪いイメージ、そういうものを今まで持っていたのですね。でも、きょう御説明を伺って、よくは理解はできないのですけれども、先ほどの説明を伺うと、保険的な機能もこれはあるのかなという感じが1つ、それからもう一つは価格が安定するとか、公正な情報が集まってきて、そういう中でつくられるからいいのかなというふうに少しずつ思い始めてきましたのですが、先ほど加倉井委員から、「価格形成」とか「指標価格」とかという言葉、それは本当に私たちは直接消費者の関係ないから、その言葉だけ覚えていようという感じでなかなか理解していないところがありましたので、例えばこういうことの方角に向いて行くのはいいのではないかというふうに消費者としては今、思い始めてきたのですが、もう少し時間をかけてPRするとか、理解ができるように何かしていただくといいなという感じが今しております。

八木部会長 一応予定の時間が参っておりますが、ほかに御意見はございますでしょうか

か。

立花委員、どうぞ。

立花臨時委員 私が申し上げたいのはこういうことなのですが、先ほど部長の方から、あるいは竹内さんの方から、民の経済活動はできるだけフリーがいいと、私も全くそのとおりだと思うのですが、ただし、市場においてある独占的なプレイヤーがいる場合には、それは適用しないのだろうと思うのですね。圧倒的なパワーを持った事業者がいる場合には、そういった独占的な力の行使による弊害を是正するという観点から、行政に一定の出番はあるのだと思うのです。もちろん独禁法の出番もあるでしょう。ですから、私は自分の出身母体から言って、規制改革原理主義みたいな感じにとられていますけれども、私はそういったマーケットにおいて競争的なプレイヤーのあるなしということを勘案して行政の出番と言いましょうか、規制と言いましょうか、その規制ももちろん今加倉井さんが言ったような透明なものでなければいけないと思いますが、ルールメイキングは行政の一定の役割であり、米価格センターも民間団体だから民間にやらせっぱなしでいいのだということではなくて、これはある意味ではルール形成、ルールメイキングですから、ここにも場合によっては行政の一定の出番があるでしょうけれども、ただマナーのところまで行政が入ってくるとまさに箸の上げ下ろしまで口をさしはさむことになってくるわけで、その辺はどこまでがマナーでどこからがルールかというその辺の仕分けはありますけれども、ルール形成については私は行政の、特に非常にパワーの強い事業者がいる場合には行政の一定の役割はルールメイキングにおいてあるのだろうという点だけちょっと申し上げておきます。

八木部会長 小熊委員、どうぞ。

小熊臨時委員 内容の件については特にきょうは意見は申し上げませんが、今後の議論の進め方の関係で2点ほどぜひ押さえていただきたいということがあります。

1つは、やはり一般の消費者なり、きょうも報道関係の方もいらっしゃると思いますが、大変わかりにくいテーマであるということで、わかりやすく理解が1回、1回深まっていくようなこの会議のプロセス設計をぜひ事務局の方に留意していただきたいというのが1点です。

それからもう一点は、どこが争点になっているのかということを知るような設計をやはりしていただきたいということです。一方の当事者はいろいろな観点をワーストと並べて、また別の当事者がワーストと並べてしまうとどこがどこで対立していて、どことどこがかみ

合っているのかというのがなかなかわかりにくいので、争点となるポイントみたいなどころについても非常にクリアになるような議論の仕方をしていただいて、それに対して全体としてどう判断するのかというふうな、ぜひそんな組み立て方をしていただけたらと思います。大変重要な問題だと思いますので、そんな進め方をぜひお願いしたいと思います。

以上です。

八木部会長 生源寺委員、どうぞ。

生源寺委員 今、小熊委員のおっしゃったような問題意識で発言しようと思っております。ちょっと申し上げたいというふうに思っております。

それで、先ほど山田委員も御指摘になりましたし、前回、局長も言及されました生産調整研究会の中間取りまとめにつきまして、私が研究会の座長をやっていたということもございまして、たしか3年ほど前にこのあたりの場所で中間論点整理をやったのではないかと記憶しているわけです。それで、この取りまとめは最終報告と一体のものとして米政策改革の土台になるという、こういう位置付けだったというふうに理解をしております。したがって、最終報告ができたからといって中間のものはそれで消えてしまうというものではないわけで、それなりの重みのある取りまとめであったというふうに考えております。

ただ、先物に関してはきょう参考資料として議事録、抄録のような形の議事録かと思いますが、議論の内容がわかる形で出ておりますので、それぞれごらんいただきたいというふうに思いますけれども、必ずしも主要な議題ということではなかったというふうに思います。したがって、先ほど山田委員が幾つか例示されましたけれども、そういった意味での専門的な見地からの議論というところまで行ったかということ必ずしもそうではなく、限られた知識と経験のもとで、かつまたその時点の米の需給なり、あるいは制度の前提といいますか、今後どうなるかわからないという、そういう状況のもとで一定の判断をしたということかと思えます

それで1つは、頭から否定するということは、これは避けようではないかということだったかと思えます。したがって、排除はしないということかと思えます。ただ、その時点で導入ということを決めるということは、これは無理であると、こういう判断で、特に国境措置もそうでありますけれども、その時点では生産調整のあり方についてどう行くかということについて最終的な結論も得られておりませんでしたので、そういった状況のもとでは難しい。ただ、将来は排除するものではないと、こういう整理だったと思うので

すね。したがって、何人かの委員の方も御発言になったように、ここでやはり議論を深めておく必要があるというふうに思っております。

その場合に、この資料9がチラチラ見えておりまして、後ほど御提案があるのだらうと思いますけれども、今の小熊委員の御発言、全くそのとおりだと思っております、何がポイントかというところをやはり事務局の方からもあらかじめといいますか、提示していただいて、そこを中心にいろいろ議論していただくということが必要かなと、こう思っております。

それで、これは私なりの考えでございますので、必ずしもこのとおりにはしていただきたいという、こういうことではありませんけれども、1つはやはり専門的な観点からの吟味ということが必要かと思えます。先ほどのお話などで言いますと、例えば政策によるコントロールの装置がある場合に、ボラタリティといいますか、価格の振れがどういう状況になるのかとか、そういったような専門的な観点からの検討がまず1つあるかと思えます。

それから、あとは2つあるかというふうに思っています。1つは生産調整のあり方も変わって、特に15年産のような状況も我々は経験しているわけでありまして、現在の米の市場なり生産なり消費なり、こういった流通なりの状況のもとで先物市場が果たし得る役割についての評価ということかと思えます。これについては全中が、これはおとといですか、見解をまとめられておりまして、農業新聞にも出ていたかと思えます。それから、きょうの資料の中にもございますけれども、東穀の研究会の報告なりがあるわけですが、どうも評価がかなり違っておりまして、雑駁に言いますと、一方は先物が現在の制度にさらに補完的な役割を果たし得るのではないかという、こういう見解かと思えますけれども、一方はむしろ破壊的な作用を持ちかねないと、こういう評価、ちょっと強い言葉を使いますけれども、こういう評価になっているわけですが、この点がどうかということが1つのポイントだらうというふうに思っております。

それからもう一つは、米政策改革が16年度から本格化し、かつまたもう目の前にさらにもう一段階のステップへ移行することが予定されているわけです。売れる米づくりといったような米政策改革にとって先物市場がどういう役割を果たすのか。プラスの役割を果たし得るのか、あるいはネガティブな形のものになるのかどうか、ここも1つの論点というか、ポイントだらうというふうに思っております、その意味では平板にいろいろな御見解なり知見を出していただくということもベースとしては大事でありますけれども、ここでの議論としては、この食糧部会での任務から言っても今述べた3点、特に後の2点あ

たりを念頭に置いて少し議論をオーガナイズ、組織していただければありがたいと、こう思っております。

八木部会長 竹内委員どうぞ、簡単をお願いします。

竹内臨時委員 簡単に申し上げます。今、お話になったように一般の個々の生産農家、あるいは消費者、一般投資家、要するに普通の人ですね。普通の人、これが先物市場ができて、その運営によって不測のおかしなことが起きたり、大損害を被ったり、財産をなくなしてしまったというようなことが起きるのか起きないのか、起き得る可能性があるとするれば、それをどういう仕組み、運用、プリンシプルで最小限に防ぐということができるのか。そもそも起きるのか起きないのか、この問題も4番目か5番目か何かに入れていただいたらどうでしょうか。つまり、それを御心配する声があるわけですね、現に。ですから、それを正面から問題点として、食糧部会ではないかもしれませんが、まあみんな関心があるわけですから、そのときにほかの市場の世界についての経験や現状や分析ということも参考になると思うのですね。同じではないと思いつから。

八木部会長 よろしゅうございますでしょうか……。

予定の時間も過ぎておりますので、それでは本日の議論はこの程度にしたいと思えます。すでに何人かの委員の方からも御提案がありましたが、これからの進め方についてでございますが、当面の部会の進め方につきまして、事務局から説明をお願いしたいと思います。

高橋計画課長 もう簡潔に、資料9という1枚紙がお手元にあるかと思えます。実は食糧部会につきましては例年、7月、10月、11月とお願いします。ことしの場合、この資料9にありますように7月は7月基本指針ないし18年目標の基本的考え方、9月は新たな需給調整システムですとか基本計画に書きました品目横断対策の関係の御議論をお願いしたいと思います。10月には17年産米の生産状況など、11月には18年産米の配分、これだけ食糧部会の方で米の関係ですでに予定をしたいと思っておりますので、ここに書いてございますように、その際に関係業界の方、ここに書いてある東穀、それから9月は生産者団体、10月は卸、11月というのは1つの案でございますけれども、いずれにしても、それぞれ議題として1つ追加をしてヒアリングをし、意見交換をしていただくということをお願いしてはどうかと考えております。

八木部会長 ただいまの事務局からの提案につきましていかがでしょうか、よろしゅうございますでしょうか……。

先ほどの委員の方の意見も踏まえて、十分わかりやすいような議論ができるような準備

を事務局にもお願いしたいと思います。

また、一部の臨時委員の方は御都合により、次回までに交代の御希望等があると伺っております。事務局において、この点についてもよろしく取り計らいのほどをお願いいたします。

最後になりましたが、本日の議事につきましては議事録として整理し、公開することとなります。その整理につきましては、私に御一任ということでよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

八木部会長 ありがとうございます。

なお、次回の食糧部会の日程につきましては事務局において調整の上、追って御連絡を申し上げたいと思います。

それでは、以上をもちまして、本日の食糧部会を終了いたします。どうもありがとうございました。

5 . 閉 会